

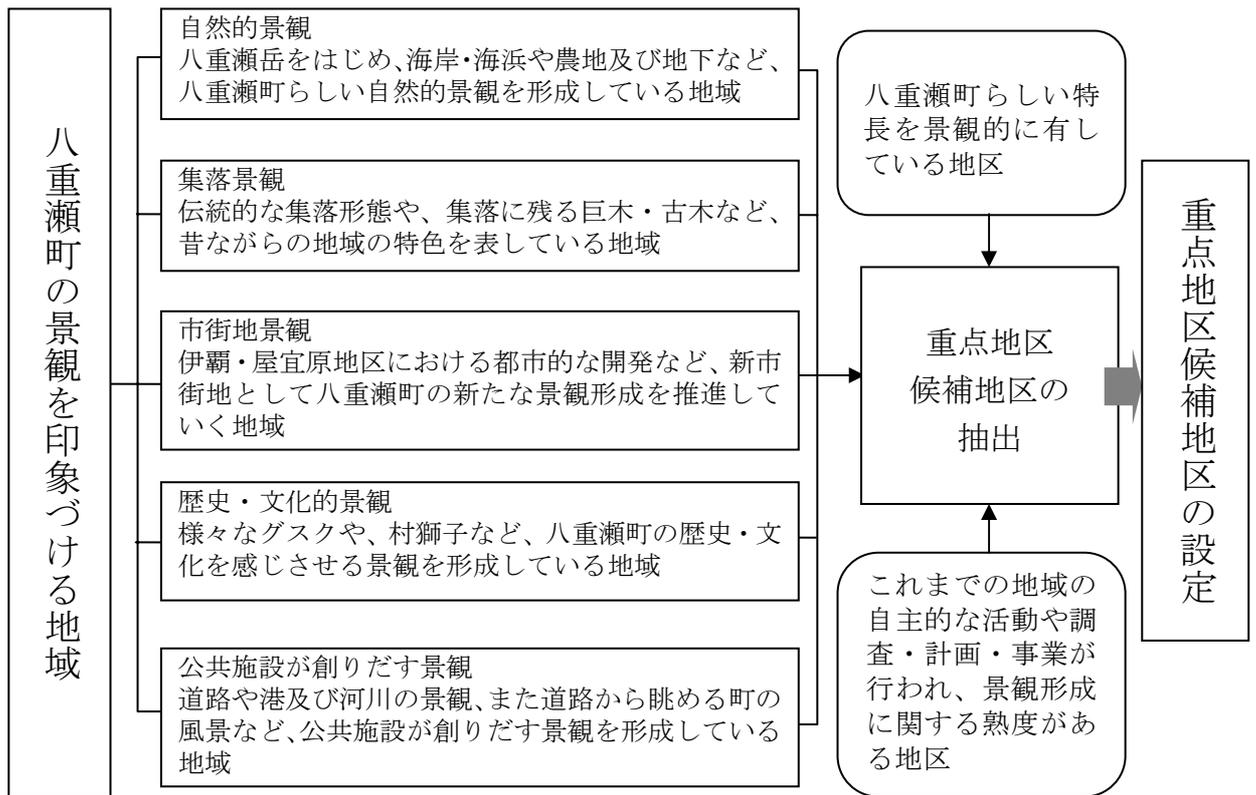
第IV章 良好な景観の形成に関する その他の方針

1. 景観形成重点地区

景観計画の施行後、景観づくりに関して一定の成果が現れるには、町民、事業者及び行政が一体となり継続的な取り組みが実施され、永い年月がかかるものと考えます。また、景観行政を実施する上では、重点的に取り組むエリアを設定することが効果的であると考えます。

本計画では、様々な景観要素から、本町の景観を特に印象付ける地域、より優れた景観を保全する必要がある地域、または良好な景観を創造していく地域等を考察し、景観形成重点地区の候補地区として選定します。

■重点地区候補地区の選定・抽出フロー案



2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

八重瀬町らしい魅力ある良好な景観づくりを推進するに当たり、地域に残る景観資源を積極的に活用することが重要となります。なかでも、歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木等、地域のシンボルとなるような景観構成要素を保全・活用することは、町民の景観に対する意識啓発を促す効果もあり、重要な意味を有します。

本町においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・歴史的、文化的価値を持つ建造物・樹木
- ・周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・町民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要となる建造物・樹木



【景観重要建造物候補例：上江門家（宇安里）】

【景観重要樹木候補例：後原の松の木】

3. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

現在、伊覇・屋宜原地区の市街地を中心に都市化が進んでおり、国道507号沿道においては、商業施設が建ち並ぶなど、まちのにぎわいを創出しています。その反面、屋外広告物が乱立するなど、景観形成を阻害していることも否めない状況です。

屋外広告物は、景観を形成する重要な要素であることから、屋外広告物に関する適正な規制誘導を検討し、良好な沿道景観形成を推進します。

4. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。本町においては、現在整備中である国道507号及び国道331号、雄樋川等の河川などがあり、本町の景観を印象付ける重要な要素となっています。今後、これらの整備や占用にあたって、町の目指す景観形成との整合を図ることが必要であり、必要に応じて景観重要公共施設の指定を推進します。

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本町においては、サトウキビをはじめ、ピーマン、かんしょ、紅芋、マンゴー、菊、小菊等、多種多様な農作物を数多く生産しており、これら農地は八重瀬町らしい景観を形成する上で重要な要素のひとつです。今後、景観と調和のとれた営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



【多種多様な農作物を作りだす碁盤目状の農用地】

6. 自然公園法の許可の基準

本計画の区域には、本町南側海岸域の沖縄戦跡国定公園区域（第1種特別地域約18ha、第2種特別地域約72ha、普通地域約451ha）が含まれており、自然公園法に基づく自然公園地域に指定されています。今後、自然公園法に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観形成を促進する措置を相互に図りつつ、必要に応じて上乘せの許可基準が定められるよう、関係機関との連携、調整を行うものとします。



【サザンリンクスリゾートに隣接する海岸一帯】

7. 景観地区及び準景観地区指定の方針

本町は、東風平地域の都市計画区域と具志頭地域の都市計画区域外に分かれており、良好な景観を有する地区や、今後、良好な景観の創出を図るべき地区において、都市計画区域内では景観地区を、都市計画区域外においては準景観地区を定めることができます。

景観地区及び準景観地区においては、建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限などを定めることができますが、そのためには地域住民の意向を把握することが重要となります。

したがって、住民と行政の話し合いの中で、景観地区及び準景観地区指定に相応しい地区を検討し、その内容についての勉強会等を開催し、意識啓発を図りながら指定に向けて取り組むものとします。

※景観地区（準景観地区）とは？

より積極的に良好な景観形成を図るために、都市計画法に基づいて指定するものです。

景観地区（準景観地区）では建築物の形態意匠の制限を定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものが定められます。

準景観地区は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内で良好な景観の保全を図るため、景観法の規定に基づいて指定する地区をいいます。